



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:花村

いよいよ4月1日施行 改正労働基準法!!

~Vol.1~

改正労働基準法の施行まで、後1ヶ月強となりました。今回の改正では、一定時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げや、年次有給休暇の時間単位での利用が可能になる等、企業にとってインパクトの大きな改正となっています。今回と次回、全2回で目前にせまった改正労働基準法についてご案内いたします。

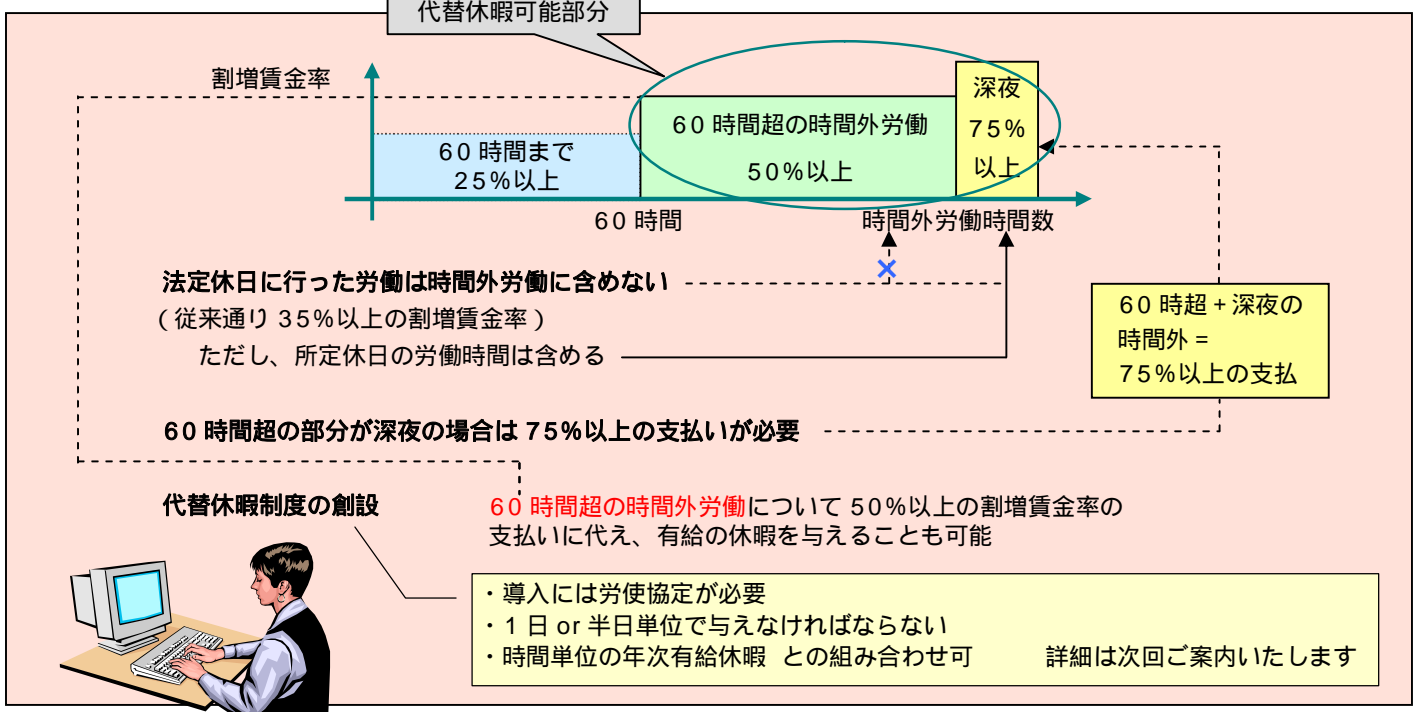


改正点: 割増賃金率の引上げ

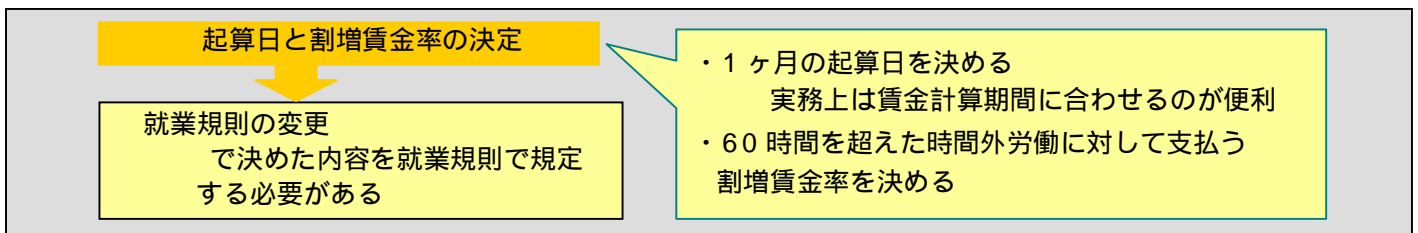
2010年 4月1日からの 割増賃金率	1ヶ月の 時間外労働時間数	現在	H22年4月1日~
	~ 60時間	25%以上	25%以上
	60時間超	25%以上	50%以上

改正部分 1ヶ月の法定時間外労働が60時間を超えた部分について割増賃金率が引上げ!

改正のポイント



会社が必要なポイント



【重要!!】中小企業への適用猶予

資本金または従業員数が下記に該当する中小企業には、今回ご案内した改正については当面適用されません。中小企業への適用については、3年後に見直し、再検討される予定です。

	資本金	または	従業員数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他の業種	3億円以下	または	300人以下